

返戻金制度について

当法人の紹介により就職した者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により雇用契約を終了した場合に、以下に定める金額を紹介手数料から求人者へ返戻します。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

- ・入社後３０日以内に雇用契約を終了した場合 紹介手数料の５０％ 返戻
- ・入社後９０日以内に雇用契約を終了した場合 紹介手数料の２０％ 返戻

前項の返戻金は、当該応募者が退職した日から起算して３０日以内に求人者が当法人へ当該応募者の退職日及び退職理由の証拠となる資料を添えて通知した場合、通知した日の翌月末までに、求人者の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は当法人の負担とします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 ３５－ユ－３００１６８

事業所の名称及び所在地

社会福祉法人 豊寿会 山口県下関市豊田町大字荒木１００５１番地２